主

原判決中被告人に関する部分を破棄する。 被告人を懲役拾月に処する。

但し本裁判確定の日から参年間右刑の執行を猶予する。

押収に係る外国人登録証明書第二五二、八七八号一通(昭和二七年領第 二二号の一)の浜松市長Aの署名並に同市長の職印の印影部分はこれを没収する。 理

本件控訴の趣意は弁護人内藤惣一名義の控訴趣意書記載の通りであるから茲にこれを引用する。

論旨第二点について

押収に係る所論外国人登録証明書第二五二 、八七八号を本件記録と対照査閲する に、その発行者欄に浜松市長Aのゴム印並に同市長の職印が押捺されている外、性 国籍、出生地、入国、住所、有効期間の各該当欄には夫々原判示のような記載 があるけれども、最上部の氏名欄が空白の儘となつているととは所論の通りであ る。惟うに外国人登録証明書なるものは、外国人登録令の規定に基き所轄の市区町 村長が外国人より登録申請を受けた場合に所要事項を登録した上その証として申請人に交付されるものであって、右証明書の交付を受けた外国人は常にこれを携帯し 所定の官公吏の請求があるときは、これを呈示すべき義務を課せられているのであ る。斯る登録証明書の趣旨目的に稽えれば、これに記載すべき諸事項のうち登録を 受けた外国人が誰人なるを特定表示すべきその者の氏名こそは、実に登録証明書の中核をなすものであるから謂わゆる絶対的記載要件であるというべく、従つて右氏名の記載を欠如するときは外国人登録証明書としての効力を有しないことは勿論、所定官公吏に対し該証明書たることを信ぜしめるに足る形式外観をも具備しないものと解するのが担ぐ悪いとなった。 のと解するのが相〈要旨〉当である。して見れば、本件登録証明書はその形式よりし ても外国人登録証明書として未だ完成していないも</要旨>のといわねばならないか 被告人等が行使の目的を以て原判示登録証明書の用紙に原判示のような記入押 印等をしたからといつて、右行為を公文書偽造罪に問擬することはできないに拘ら ず、原判決がこれを公文書偽造罪の既遂である如く認定処断したのは畢竟、法令の 解釈適用を誤つたものと断ぜざるを得ない。而してこの違法が判決に影響を及ぼす ことは言を要しないから論旨は理由があり、原判決中被告人に関する部分は他の論 旨に対する判断を俟つまでもなく、この点において破棄を免れない。

よつて更に被告人の本件所為につきその罪責の有無を審究するに、所論は刑法が公文書偽造の未遂を処罰する規定を欠くの一事を以て直ちに本件が無罪である旨主張するけれども、被告人が原判示事情の下に浜松市長Aのゴム印並にその職印を原判示登録証明書用紙に冒捺した上該署名並に印章を使用した点は公務員の署名印章を不正に使用したものに外ならないから刑法第百六十五条第二項に該当すること的である。ところで訴因とは公訴事実を法律的に構成したものをいうのであるから、本件の如く公文書偽造の起訴に対してその構成要件たる公務員の署名印章の表情の事実を認定するについては、敢て訴因罰条の変更手続を経る必要がないした解するのが相当である。然らば本件は記録並に原審において取り調べた証拠により直ちに判決することができるものと認められるので、刑事訴訟法第三百九十七条第四百条但書に則り原判決中被告人に関する部分を破棄し、更に当裁判所自ら判決することとする。

及るででであるに被告人は浜松市主事補として同市戸籍課に勤務し外国人登録に関する事務を担当していたものであるところ昭和二十六年二月初頃予の寛見知をあった原審相被告人Bから登録原票に登載されていない氏名不詳の者の写真を旨の出され、右写真により再交付の形式を以て外国人登録証明書を作成せられて写真を目の形式を以て外国人登録証明書を作成せられて事業をである。 地され、右写真により再交付の形式を以て外国人登録証明書を作成せられて事業をにおいては全然登録原票がないにも拘らず、外国人登録証明書用紙第二五二元をいては全然登録原票がないにも拘らずとのプレスをし、その発行者関に大いて有らせの紙と契印し、なお国籍欄に朝鮮、欄外に再交付の各に空白を以て有合せの紙と契印し、なお国籍欄に朝鮮、欄外に再交付の各に空白と、以て名欄はその余の欄と共に前記Bにおいて任意に記入し得るように空白と、以て公務員である浜松市長の一)をその頃同市において右Bに交付し、以て公務員である浜松市長の第二二号の一)をその頃同市において右Bに交付し、以て公務員である浜松市長のである。

右の事実は

一、原審第一回公判調書中被告人及び原審相被告人Bの各供述記載

- 一、 被告人の司法警察員に対する第一回供述調書中の供述記載 一、 原審相被告人Bの司法警察員に対する第一、二回各供述調書中の供述記載 一、 押収に係る判示に吻合する署名並に印影ある外国人登録証明書第二五二、 八七八号一通 (昭和二七年領第二二号の一)の存在

を綜合してこれを認める。

を緑宮してこれを認める。 法律に照らすと被告人の判示所為は刑法第百六十五条第二項前段第一項に該当するから、その所定刑期範囲内で被告人を懲役十月に処し、情状に鑑み同法第二十五条を適用し本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予すべく、押収に係る主文掲記の外国人登録証明書一通の浜松市長の署名並に同職印の印影部分は本件犯行により生じたもので、何人の所有にも属し得ないものであるから同法第十九条第一項第三号第二項によりこれを没収することとする。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 稲田馨 判事 坂間孝司 判事 石井文治)